

## セミナー「ドイツおよびEUにおける弁護士社団法の動向」開催について

日 時： 2019年3月12日(火)18:30~20:00 ※受付は18:10開始

場 所： 弁護士会館 1701AB 会議室

主 催： 中央大学日本比較法研究所 共 催： 日本弁護士連合会

※詳細・参加申し込みは日本比較法研究所ウェブサイトをご覧ください

このたび、ドイツケルン大学准教授クリスティアン・デッケンブロック博士(Dr.Christian Deckenbrock)をお招きし、オープンセミナーを開催します。

1. 1388年に創建されたケルン大学は、ドイツあるいはヨーロッパにおいて非常に高い評価を得ている大学です。ドイツの多くの大学には、弁護士法研究所が設立されていますが、ドイツ弁護士協会の要請のもと、その嚆矢を切ったのはケルン大学であり、以来、ケルン大学弁護士法研究所は弁護士職業法に関する数多くの業績を発表するリーディング・インスティテュートとなっています。現在、この研究所は、労働法の碩学でもあるマーティン・ヘンスラー(Martin Henssler)教授の指揮の下にあり、我が国の弁護士とこの研究所は、今世紀初頭以来の長い交流の歴史を持っています。

2. デッケンブロック博士は、ヘンスラー教授率いる労働法・経済法講座に所属し、弁護士法の専門家として、研究・教育にあたっています。デッケンブロック博士は、利益相反禁止に関する博士論文で高い評価を得、准教授に就任しました。「リーガルサービスに関する法律」のコンメンタール編者をつとめるなど、弁護士職業法に関する活動を広く展開する若手のホープです。

3. 今回のセミナーのテーマは、【受任主体】としての弁護士社団の許容性とその範囲です。ドイツでは、特に弁護士社団として弁護士有限会社が明文で認められて以来、それ以外の法形式による弁護士社団、わけても資本会社の許容範囲についての議論が展開されてきました。そしてまた、問題が基本法(憲法)が定める職業の自由に関わることから、連邦憲法裁判所もこの問題と取り組み、判例を通じてその許容範囲が拡大されてきました。その結果、ドイツ弁護士職業法上の弁護士社団に関しては立法による解決が迫られることになり、今春、連邦弁護士会は改正試案を発表しています。また連邦議会議員団は、所管の連邦司法・消費者省に改正の意向の有無ないしは検討項目を問う文書を提出し、連邦司法・消費者省もこれに回答する書面を議会に提出しているところです。聞くところでは、連邦司法・消費者省は、先にあげたケルン大学弁護士法研究所長ヘンスラー教授の私案をもとに、改正案を作成中であるとのことでした。

4. わが国でも、弁護士社団の枠組みを明確化し、その許容範囲を拡大する必要があることは、弁護士の国際競争力の点一つをとってみても明らかです。そもそものところ、現在、議論の対象となっているABSは、弁護士社団の枠組みを論じた上で初めて成り立つといえましょう。この点もにらんだドイツの改正動向は、EUの状況とあいまって、我が国の議論を活性化させるよい契機になると存じます。ふるってご参加いただき、デッケンブロック博士の報告に続く自由討論に積極的に関与していただければ幸甚です。

追記 このほか、2019年3月9日(土)に、日本スポーツ法学会との共催のセミナー「スポーツ法専門弁護士に求められる資質」を中央大学駿河台記念館にて開催します。詳しくは、日本比較法研究所のウェブサイトをご参照ください。

また、2019年10月1日には、ドイツ連邦裁判所(Bundesgerichtshof)の裁判長ゲーライン博士(Dr. Gehrlein)をお招きして、【弁護士賠償責任】についてのセミナーを予定しています。